

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所『きぼうの杜ひのき』運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団井口会が開設するきぼうの杜ひのき（以下「事業所」という。）が行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）は、要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練、療養生活の支援を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 看護小規模多機能型居宅介護事業所 きぼうの杜ひのき
- 二 所在地 岡山県真庭市上市瀬384番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤1名）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも看護小規模多機能型居宅介護の提供、及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たる。

- 二 介護支援専門員 1名（常勤1名）

介護支援専門員は登録者にかかる居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たるとともに看護小規模多機能型居宅介護の提供を行う。

- 三 介護従業者 10名以上（常勤6名以上、非常勤4名以上。）介護従業者は登録者の居宅を訪問して看護小規模多機能型居宅介護を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し看護小規模多機能型居宅介護を提供する。

- 四 看護師 2.5名以上

看護師は、訪問看護指示がある利用者の訪問看護を提供するとともに、事業所において通い及び泊りの利用者の健康状態を把握し、療養生活の支援、健康管理、看護処置を行

う。また、関係医療機関との連携を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 1年を通じて毎日営業する(休業日は設けない)
- 二 営業時間 24時間
- 三 サービス提供基本時間
 - ア 通いサービス 午前9時から午後4時まで
 - イ 宿泊サービス 午後4時から午前9時まで
 - ウ 訪問サービス 午前9時から午後4時まで 緊急時24時間

(登録定員及び利用定員)

第6条 当事業所における利用定員は原則として次のとおりとする。

- 一 登録定員 29名
- 二 通いサービス 18名
- 三 宿泊サービス 9名

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、原則として真庭市内とする。

(看護小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第8条 事業所の介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者(看護師、介護福祉士)と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

(看護小規模多機能型居宅介護の提供)

第9条 看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

- 一 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、第10条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
- 二 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
- 三 看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の療養、機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。
- 四 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの

提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(看護小規模多機能型居宅介護の内容)

第10条 看護小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
 - 二 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
 - 三 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
 - 四 看護サービス 主治医から看護サービスの必要性を認めたものに限りに、訪問看護指示書に基づき、主治医との連携調整をはかりながら看護サービスの提供を行う。
- 2 サービスの提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。また、食事や清掃、洗濯、買物、園芸、レクリエーション、行事等を可能なかぎり共同で行うことによって、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境のなかで日常生活が送れるよう配慮する。

(看護小規模多機能型居宅介護の利用料)

第11条 看護小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該看護小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- 一 宿泊費 1泊につき2,000円とする。
- 二 食事代 朝食400円、昼食650円、夕食650円、おやつ代50円(利用した場合のみ)
- 三 おむつ代 実費
- 四 利用者に対する理美容サービス費用 実費
- 五 洗濯代 1回につき400円
- 六 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う看護小規模多機能型居宅介護に要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費及び送迎にかかる費用は、事業所から片道5キロメートル毎に200円とする。
- 七 前各号に掲げるもののほか、看護小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- 一 サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する可能性があること。
- 二 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前8時30分までに事業所に連絡をしていただくこと。
- 三 サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。
- 四 原則として施設内禁煙に協力を頂き、飲酒は事業者が定める時及び場所に限り飲酒できるものとする。
- 五 生活環境の保全、事業所内の清潔、整頓その他環境衛生に協力していただく。

（緊急時等における対応方法）

第13条 事業所の職員は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じる。

（事故発生時の対応）

第14条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（苦情処理）

第15条 当事業所は、自ら提供した看護小規模多機能型居宅介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、別に定める苦情処理の概要に基づき、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（非常災害対策）

第16条 看護小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職

員は利用者の安全第一を最優先し、避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

(運営推進会議)

第17条 当事業所の行う指定看護小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び看護小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。

3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。

4 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(協力医療機関等)

第18条 事業者は、利用者の病状の急変等に備える為、あらかじめ協力医療機関を定める。

(個人情報の保護)

第19条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。

4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

5 事業者は、個人情報の保護に係る規定を公表する。

(高齢者虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は、その再発を防止するための措置を講ずる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止の指針を整備

(3) 虐待防止のための定期的な研修の実施(年2回)

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は、擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束に関する事項)

- (1) 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他行動を制限する行為を行ってはならない。身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会の開催とともに、その結果を従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会の設置
- (4) 介護職員等の従業者に対し、身体拘束等の適正化の為の研修を定期的実施

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(留意事項)

第22条 当事業所は、常に以下の事項に留意する。

- 一 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を確保する。
- 二 事業者及び従業者は、設備等の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに医薬品、医療用具及び介護用具の管理を行う。
- 三 事業者及び従業者は、感染症の発生防止およびまん延防止のために必要な措置を講じる。
- 四 事業者及び従業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- 五 事業者及び従業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 六 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。
- 七 事業所内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。
- 八 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。
 - ア 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - イ 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしていると

き。

(その他)

第23条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団井口
会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 2年 12月 1日より施行する

見直し 令和 6年 4月 1日